

補助金等事業概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助事業名 | 佐渡市物価高騰等対策利子相当給付金給付事業実施要綱 |
| 補助の区分 | 事業補助（奨励補助） |
| 補助の概要 | 資金繰り支援として対象融資を一定金額以上の借入を行った事業者に対して利子相当額の給付金による支援を行い、市内経済の回復を図る。 |
| 補助事業者 | 対象制度の借入を行った市内事業者 |
| 補助対象経費 | 令和7年4月1日から令和8年9月30日の間に以下の制度融資を利用する（した）方。複数制度をご利用の場合は、いずれか一つの融資に対して給付。 【対象制度】 佐渡市地方産業育成資金・産業振興資金 新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）物価高騰等対策特別要件 日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | 20万円上限、2万円下限 |
| | ○少額（5万円以下）補助金の理由 融資実行額に応じた定額の給付金となるため。 100万円以内の借り入れの場合、2万円の給付となる。 |
| 補助率等 | 対象制度の借入の融資実行額に応じ、借入期間に生じる約1年分の利子相当額にあたる金額を段階給付。 |
| | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 |
| 数値目標等 | A 数値化 |
| | 採択：245件 |
| | ○目標に対する費用対効果（計算式） |
| | 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 給付金により、経営の安定に支障をきたしている市内中小企業者及び小規模事業者等の経営の安定を図り、その影響からの脱却に向けた市内事業者の事業再生を推進する。 |
| 補助制度開始 | 令和8年4月1日 |
| 見直し時期 | 令和8年9月30日 |
| 補助終期 | 令和9年3月31日 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法（手段） ホームページ、募集要領、商工会及び金融機関による案内 |
| 事業担当 | （担当部署） 地域産業振興課 産業振興係 |
| | （電話番号） 0259-67-7863（直通） |